

令和2年度第12回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和3年3月25日(木) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和3年3月25日(木) 午後2時

出席委員 13名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 4番 山田 富士雄 5番 中野 浩光

6番 加藤 勲 7番 日下部 錠一 8番 岩田 房喜 9番 鈴木 正

10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉 13番 山内 盛雄

14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 1名

3番 丹羽 保宏

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第25号】

- ・農地法第3条の規定による許可申請 …… 1件

【議案第26号】

- ・農地法第5条の規定による許可申請 …… 3件

【議案第27号】

- ・清須市農業委員会規則で定める様式の押印の特例に関する規則について

(2) 報告案件について

【報告第25号】

- ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 1件

【報告第26号】

- ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 13件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

本日の農業委員会は緊急事態宣言が解除されたので、通常通りの人数で開催いたします。しかし、まだコロナ禍であるため、委員の皆様におかれましては、体調管理に十分注意してください。

では、只今から、令和2年度第12回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は13名で丹羽委員より欠席の連絡を頂いておりますが、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は9番 鈴木 正（すずき ただし）委員と10番 後藤 章（ごとう あきら）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第25号】

・農地法第3条の規定による許可申請 …………… 1件

【議案第26号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …………… 3件

【議案第27号】

・清須市農業委員会規則で定める様式の押印の特例に関する規則について

（2） 報告案件について

【報告第25号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 1件

【報告第26号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 13件

それでは、【議案第25号】 農地法第3条の規定による許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第25号、番号5をご覧ください。

申請地は、_____番で登記現況ともに畑で面積は____m²です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢なため管理が困難である_____さんと農業経営規模を拡大したい_____さんからの所有権移転の申請になります。

譲受人は、トラクター、軽貨物を1台ずつ、トラクターを2台所有しており、従事日数は300日、経営面積は田と畑をあわせて5,501㎡、通作距離は平均7.5km、平均通作時間は車で20分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されま

す。
以上、説明を終わります。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は加藤委員になります。

加 藤 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として回答することといたします。

続きまして、【議案第26号】農地法第5条の規定による許可申請3件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第26号、番号19をご覧ください。

申請地は、_____番で登記・現況共に畑で面積は_____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。住宅建築の予定です。

申請者は、春日地内の賃貸アパートに現在家族5人で暮らしております。子どもの成長を考えると現在のアパートでは手狭であるため、新しい生活空間を確保するため、本家付近で自己の住宅を取得しようと考えましたが、申請者に所有地はなく、また本家付近で市街化区域内の分譲住宅等はありませんでしたが、申請者の父親が所有しております本件申請地において分家住宅建築の承諾を得ることができたため本申請に至りました。

本件申請地は、青地の農地でしたが、昨年8月頃、愛知県の同意の上、農業振興地域整備計画の変更を行っております。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域ある農地に近接する農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）－bに該当するた

め、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。以上で説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

この案件のご地元は後藤章正委員になります。

後藤委員

問題ありません。

会 長

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

続きまして、【報告第17号】農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局

議案第26号、番号20をご覧ください。

申請地は、_____番で登記・現況共に畑で面積は____m²です。受人及び渡人は議案書のとおりです。住宅建築の予定です。

申請者は、賃貸住宅で生活しております。子どもが生まれ現在の住宅では手狭であるため、自己の住宅を取得しようと考えましたが、申請者に所有地はなく、また本家付近で市街化区域内の分譲住宅等はありませんでしたが、譲渡人が所有しております本件申請地において分家住宅建築の承諾を得ることができたため本申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー(ア)ーbー(b)に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

この案件のご地元も後藤章正委員になります。

後藤章正委員

問題ありません。

会 長

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 議案第 26 号、番号 21 をご覧下さい。

申請地は、_____番、__番で登記・現況共に田で面積は____m²です。受人及び渡人は議案書のとおりです。住宅建築の予定です。

申請者は、清須市内に事業所をかまえる運送業者です。昨年 7 月に清須市内で業務拡大のため農地法許可を取り、トラック用の駐車場を整備しました。業務拡大に伴い、従業員の駐車場が不足したため、事業所付近で土地を探していたところ、地権者承諾を得ることができたため本申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超える区域にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー (ア) -b - (b) に該当するため、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、特段問題はございません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

続きまして、【議案第 27 号】清須市農業委員会規則で定める様式の押印の特例に関する規則について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 27 号をご覧下さい。

昨年 7 月に国より、地方公共団体における書面規制や押印の見直しに関する通知があり、本市でも見直しに取り組んでおります。

その中で農業委員会としては、清須市農地最適化推進委員の募集等に関する規則 (平成 29 年 2 月 24 日農業委員会規則第 1 号) の様式第 1 号～3 号が該当します。

改正の内容としては、従来の記名押印に変わり自署により受付を可能とするものです。今すぐに、改正が必要な内容ではありませんが、今後

の申請者の負担軽減や事務の効率化のため、本委員会でご承認の頂ければと思います。

会長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「承認」して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「承認」することといたします。

続きまして【報告第25号】農地法第4条第1項第8号の規定による届出及び【報告第26号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますので、担当地区の委員さんは何かありましたら、お願いします。

事務局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 46、_____番で登記。現況共に田です。

こちら中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出は以上になります。

続きまして、【報告第14号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてです。

事務局 (第5条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 103、_____番、_____番で登記・現況共に畑です。

こちら 岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 110、_____番で登記田、現況雑種地です。

こちら 岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 111、_____番で登記田、現況雑種地です。

こちら岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして番号 112、_____番で登記・現況共に畑です。

こちら日下部委員の案件になります。

日 下 部 委 員 問題ありません

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 113、 番、 番で登記・現況共に畑です。
こちら鈴木委員の案件になります。

鈴木委員 問題ありません

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 114、 番で登記・現況ともに畑です。
こちら岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 115、 番で登記・現況共に田です。
こちら岩田委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません

事 務 局 ありがとうございます。
番号 116、 番で登記田、現況休耕田です。
こちら中野委員の案件になります。

岩田委員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 117、 番、 番で登記田、現況畑です。
こちら伊藤委員の案件になります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。
続きまして番号 118、 番で登記田、現況畑です。
こちら伊藤委員の案件になります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 119、 番で登記田、現況です。
こちら伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 120、 番で登記田、現況雑種地です。

こちら岩田委員の案件になります。

岩田委員

問題ありません。

ありがとうございます。

続きまして番号 121、 番、 番、 番、 番で登記・現況畑です。

こちら渡邊推進委員の案件になります。

渡邊推進委員

問題ありません。

事務局

ありがとうございます。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出は以上になります。

会長

では以上の件について、何か質問等ありませんか。

それでは、2 その他に移ります。

事務局は何かありますか。

事務局

特にありません。

会長

それでは、次回の開催について確認します。

次回の日時は令和3年4月25日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。

以上で令和2年度第12回農業委員会を閉会します。

本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時40分—

備考

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番地」、農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。